

平成28年8月23日午後7時30分～
国分シビックセンター 公民館3階 小会議室

平成28年度第1回霧島市予防接種専門委員会

○ 会 次 第 ○

1. 開会のことば
2. 健康増進課長あいさつ
3. 委員紹介
4. 報告事項
 - (1) 平成27年度定期予防接種実績報告
 - (2) 平成27年度鹿児島県内予防接種の事故（間違い）報告
5. 協議事項
 - (1) 霧島市B型肝炎ワクチン予防接種の実施について
 - (2) その他
6. 閉会

平成28年度 霧島市予防接種専門委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職	任期	備考
1	カノ 好文 川野 好文	始良地区医師会		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	委員長
2	アヤマツ 龍治 揚松 龍治	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部	部長	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
3	イヅミ 直昭 礎元 直昭	始良地区医師会		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
4	ウヰキ 勲 植木 勲	始良地区医師会		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
5	キタハラ 琢磨 北原 琢磨	始良地区医師会		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	副委員長
6	カノ 幸春 河野 幸春	始良地区医師会		平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
7	サカイ 勲 酒井 勲	始良地区医師会		平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
8	サトウ 昭人 佐藤 昭人	始良地区医師会	会長	平成27年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
9	ヒゲシ 眞弓 東 眞弓	すこやか保健センター	副所長	平成28年3月1日 ～ 平成29年3月31日	

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自殺対策検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 自殺予防対策の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 食育推進検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 食育の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (3) 地域医療検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 地域医療の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (4) 母子保健検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 母子保健の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (5) 歯科保健専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 歯科保健の推進に関する事項
 - ウ 歯科健診等の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (6) 予防接種専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 予防接種の推進に関する事項
 - ウ 予防接種の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
 - (2) 福祉関係団体の代表
 - (3) 教育関係団体の代表
 - (4) 地区組織の代表
 - (5) 各種健康づくり推進団体の代表
 - (6) 農業関係団体の代表
 - (7) 企業の代表
 - (8) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

定期予防接種の実施状況について

①鹿児島県の定期予防接種実施状況

区分			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
			対象者数	接種者数	接種率(%)	対象者数	接種者数	接種率(%)	対象者数	接種者数	接種率(%)	対象者数	接種者数	接種率(%)
ジフテリア 破傷風 百日咳 急性灰 白髄炎	DPT	1期初回 1回	13,465	10,527	78.2	1,919	273	14.2	933	63	6.8	989	6	0.6
		1期初回 2回	14,396	11,981	83.2	1,914	605	31.6	1,000	154	15.4	888	14	1.6
		1期初回 3回	15,485	13,250	85.6	2,479	1,050	42.4	1,215	239	19.7	977	22	2.3
		1期追加	18,555	15,139	81.6	17,170	13,810	80.4	7,903	3,408	43.1	3,746	162	4.3
	DT	2期	16,408	12,317	75.1	16,895	10,775	63.8	17,126	10,868	63.5	16,121	10,548	65.4
	DPT -IPV	1期初回 1回	—	5,278	—	17,038	15,079	88.5	16,774	15,512	92.5	15,708	14,486	92.2
		1期初回 2回	—	3,944	—	16,123	14,640	90.8	16,610	15,103	90.9	15,608	14,303	91.6
		1期初回 3回	—	2,491	—	15,909	14,259	89.6	16,186	14,951	92.4	15,724	14,090	89.6
		1期追加	—	73	—	4,968	1,740	35.0	15,049	8,339	55.4	16,842	13,060	77.5
	IPV	1期初回 1回	—	14,723	—	5,010	1,929	38.5	3,668	635	17.3	1,424	111	7.8
		1期初回 2回	—	17,745	—	7,027	4,534	64.5	4,851	1,537	31.7	1,631	440	27.0
		1期初回 3回	—	14,993	—	7,677	6,004	78.2	5,365	1,949	36.3	1,706	666	39.0
		1期追加	—	22	—	15,875	10,598	66.8	11,068	6,671	60.3	6,867	1,815	26.4
麻しん 風しん 1期	MR	MR混合	15,309	14,523	94.9	15,072	14,284	94.8	14,783	13,825	93.5	14,254	13,514	94.8
	M	麻しん		3			0			2			1	
	R	風しん		1			0			1			0	
	M・R	麻しん・風しん単		0			0			0			0	
麻しん 風しん 2期	MR	MR混合	15,216	13,683	89.9	15,301	13,549	88.5	15,459	14,128	91.4	15,280	13,563	88.8
	M	麻しん		1			0			0			1	
	R	風しん		4			0			0			0	
	M・R	麻しん・風しん単		0			0			0			0	
日本脳炎	1期初回 1回	40,203	21,528	53.5	33,812	19,088	56.5	28,704	16,461	57.3	22,674	14,648	64.6	
	1期初回 2回	36,066	21,045	58.4	31,063	18,236	58.7	22,411	15,772	70.4	20,361	14,201	69.7	
	1期追加	35,837	20,132	56.2	32,271	19,938	61.8	24,688	17,689	71.7	21,677	14,026	64.7	
	2期	22,914	4,854	21.2	24,904	6,243	25.1	17,915	6,250	34.9	14,554	6,450	44.3	
ヒブワクチン	初回 1回	—	—	—	23,962	18,260	76.2	18,368	14,410	78.5	17,781	15,024	84.5	
	初回 2回	—	—	—	19,896	15,048	75.6	16,399	13,639	83.2	16,282	14,817	91.0	
	初回 3回	—	—	—	18,302	14,996	81.9	16,202	13,531	83.5	14,705	13,244	90.1	
	追加 1回	—	—	—	17,914	13,686	76.4	17,183	13,928	81.1	15,637	12,593	80.5	
小児用 肺炎球菌 ワクチン	初回 1回	—	—	—	25,264	18,569	73.5	18,919	14,718	77.8	18,822	15,798	83.9	
	初回 2回	—	—	—	21,131	15,691	74.3	16,699	13,860	83.0	15,259	13,906	91.1	
	初回 3回	—	—	—	18,598	14,860	79.9	16,564	13,608	82.2	13,808	12,352	89.5	
	追加 1回	—	—	—	16,847	12,448	73.9	16,703	13,276	79.5	16,856	13,690	81.2	
子宮頸がん 予防ワクチン	1回	—	—	—	12,290	1,360	11.1	17,653	34	0.2	17,573	11	0.1	
	2回	—	—	—	9,637	844	8.8	15,149	36	0.2	14,901	14	0.1	
	3回	—	—	—	10,030	1,014	10.1	24,502	66	0.3	25,776	17	0.1	
水痘	1回	—	—	—	—	—	—	54,309	24,211	44.6	18,387	14,884	80.9	
	2回	—	—	—	—	—	—	23,810	5,669	23.6	17,672	14,224	80.5	
インフルエンザ			451,290	278,383	61.7	458,688	274,839	59.9	473,655	293,064	61.9	480,567	287,143	59.8
高齢者肺炎球菌			—	—	—	—	—	—	49,571	—	—	106,404	39,154	36.8

(H24～26年度は地域保健・健康増進事業報告データより)

※ 平成24年度のDPT-IPV及びIPVの接種者数は、平成26年5月7日付けの厚生労働省の調査結果である。

※ 麻しん風しんの数値は厚生労働省の調査結果である。

②市町村別の定期予防接種実施状況

市町村名	四種混合DPT-IPV		二種混合DT	麻しん・風しんMR		日本脳炎			ヒブ	小児用肺炎球菌	水痘	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
	初回	追加	第2期	1期	2期	第1期初回	第1期追加	第2期					
鹿児島市	89.8%	88.0%	54.4%	97.2%	87.7%	59.6%	65.0%	30.9%	88.9%	88.8%	82.1%	55.1%	39.5%
鹿屋市	97.8%	90.3%	74.6%	93.1%	86.4%	89.1%	71.6%	87.3%	93.7%	93.7%	94.5%	58.0%	43.4%
枕崎市	77.5%	84.7%	78.2%	91.9%	92.0%	70.0%	77.5%	87.6%	73.5%	73.0%	69.4%	66.1%	41.6%
阿久根市	104.7%	97.8%	72.1%	97.1%	92.0%	84.2%	125.9%	56.0%	96.5%	95.4%	115.4%	65.2%	33.2%
出水市	98.4%	84.2%	74.5%	98.0%	92.6%	96.9%	76.1%	83.3%	96.4%	97.0%	99.9%	64.6%	47.5%
指宿市	98.6%	85.8%	71.8%	93.9%	91.5%	91.4%	82.7%	65.9%	97.0%	96.7%	100.8%	62.3%	36.6%
西之表市	79.5%	78.9%	81.4%	74.5%	89.7%	93.4%	105.5%	61.9%	75.7%	76.3%	65.8%	39.2%	10.9%
垂水市	103.0%	110.1%	86.4%	90.8%	91.4%	103.0%	94.5%	55.3%	98.3%	98.3%	90.7%	59.7%	20.9%
薩摩川内市	101.5%	96.0%	83.0%	92.2%	89.2%	101.5%	100.8%	43.0%	100.9%	101.1%	115.2%	62.4%	41.0%
日置市	100.1%	89.9%	82.8%	100.6%	87.9%	101.5%	94.9%	60.2%	98.7%	98.0%	97.3%	63.4%	39.0%
曾於市	80.4%	37.2%	76.1%	101.2%	95.8%	68.4%	50.4%	51.5%	60.9%	60.6%	46.7%	57.9%	44.3%
霧島市	96.0%	67.8%	77.7%	93.6%	89.5%	76.2%	63.7%	51.8%	92.2%	92.1%	87.7%	62.1%	32.9%
いちき串木野市	58.0%	29.4%	87.0%	81.3%	91.8%	34.3%	22.2%	26.8%	50.7%	49.5%	42.3%	66.9%	11.7%
南さつま市	85.2%	38.6%	64.8%	92.7%	85.7%	21.0%	23.5%	7.7%	55.0%	54.0%	45.4%	69.0%	46.0%
志布志市	95.2%	79.6%	63.1%	88.2%	89.7%	90.8%	80.9%	87.6%	98.0%	97.7%	84.5%	82.8%	36.4%
奄美市	90.2%	73.2%	65.9%	94.0%	84.7%	70.3%	70.4%	26.0%	89.6%	89.8%	64.2%	49.7%	30.9%
南九州市	98.0%	100.8%	92.4%	94.0%	90.0%	90.8%	86.0%	66.7%	100.8%	100.2%	98.9%	66.5%	43.6%
伊佐市	97.4%	91.9%	67.7%	82.6%	90.2%	92.9%	168.8%	66.9%	104.3%	104.9%	130.9%	69.0%	44.5%
始良市	90.7%	67.2%	48.1%	104.6%	92.5%	65.0%	39.5%	30.5%	69.4%	67.3%	75.1%	55.1%	67.0%
三島村	42.9%	-	-	-	100.0%	86.7%	100.0%	0.0%	47.8%	47.8%	71.4%	80.5%	83.3%
十島村	69.6%	63.6%	100.0%	87.5%	90.9%	90.9%	80.0%	93.5%	62.1%	70.0%	32.1%	79.3%	90.9%
さつま町	92.1%	86.2%	75.4%	98.1%	93.7%	104.2%	99.5%	6.5%	91.2%	91.3%	100.9%	61.1%	42.1%
長島町	90.7%	47.6%	86.3%	113.2%	96.9%	79.7%	49.5%	41.1%	105.5%	104.9%	96.9%	67.3%	37.1%
湧水町	78.6%	77.0%	82.4%	77.0%	82.5%	70.8%	82.5%	59.6%	75.7%	75.2%	68.5%	74.4%	30.1%
大崎町	88.5%	74.4%	54.8%	74.0%	84.6%	68.3%	77.7%	31.1%	84.9%	85.7%	62.2%	71.8%	25.8%
東串良町	88.0%	76.9%	47.5%	57.8%	83.0%	71.0%	85.1%	30.9%	85.9%	83.9%	68.5%	65.0%	36.7%
錦江町	58.1%	67.9%	37.2%	97.5%	77.3%	29.2%	72.3%	83.2%	56.6%	57.0%	32.7%	46.1%	37.8%
南大隅町	84.0%	71.8%	33.7%	123.1%	79.7%	52.3%	54.5%	57.7%	59.0%	57.2%	57.1%	61.2%	42.7%
肝付町	76.3%	39.3%	66.7%	100.0%	86.5%	37.2%	51.9%	61.3%	60.8%	62.1%	27.5%	67.5%	51.4%
中種子町	79.4%	89.9%	63.5%	67.1%	67.6%	80.7%	54.5%	72.0%	86.1%	86.1%	70.2%	61.9%	27.7%
南種子町	88.3%	75.6%	61.7%	85.4%	93.2%	63.8%	82.8%	130.3%	87.8%	85.4%	77.1%	66.4%	24.2%
屋久島町	80.9%	85.2%	80.0%	79.1%	88.6%	84.3%	104.3%	53.1%	68.6%	70.7%	63.5%	59.4%	32.9%
大和村	73.3%	83.3%	85.7%	75.0%	88.9%	66.7%	5.3%	30.8%	76.2%	76.2%	54.2%	59.7%	35.2%
宇検村	97.6%	78.6%	66.7%	78.6%	100.0%	95.2%	83.3%	23.1%	83.9%	85.7%	114.3%	62.2%	40.7%
瀬戸内町	76.9%	60.2%	58.6%	81.0%	76.5%	42.3%	67.6%	24.8%	77.0%	76.0%	88.0%	61.9%	32.7%
龍郷町	82.5%	67.0%	73.0%	75.4%	93.3%	80.0%	80.8%	13.8%	82.6%	84.1%	72.5%	54.5%	29.0%
喜界町	95.9%	68.1%	74.4%	94.5%	85.2%	79.9%	82.7%	40.0%	80.6%	83.6%	77.1%	47.6%	32.8%
徳之島町	85.4%	75.6%	77.3%	130.8%	92.8%	64.4%	63.9%	65.6%	85.1%	80.1%	65.0%	54.9%	22.5%
天城町	100.0%	100.0%	93.9%	100.0%	97.9%	98.7%	98.5%	92.6%	85.7%	88.3%	80.0%	60.3%	24.7%
伊仙町	91.3%	100.0%	87.2%	90.5%	97.1%	103.6%	93.0%	88.2%	64.3%	63.8%	97.7%	63.7%	45.0%
和泊町	89.2%	92.9%	100.0%	98.7%	97.2%	94.5%	82.9%	68.3%	71.2%	70.4%	77.7%	65.5%	7.3%
知名町	83.4%	74.6%	83.9%	78.8%	89.1%	80.7%	73.9%	41.2%	85.1%	84.4%	70.6%	45.7%	28.6%
与論町	91.4%	85.7%	96.0%	96.8%	93.3%	73.6%	89.4%	87.7%	86.2%	84.0%	83.0%	56.8%	36.6%
鹿児島県	91.2%	77.5%	65.4%	94.8%	88.8%	67.0%	64.7%	44.3%	86.4%	86.1%	80.7%	59.8%	36.8%

県内で発生した予防接種の事故（間違い）について

○ 年度別過誤発生件数

年 度	累 計
H6年度	3
H7年度	0
H8年度	1
H9年度	1
H10年度	8
H11年度	6
H12年度	29
H13年度	19
H14年度	20
H15年度	13
H16年度	16
H17年度	31
H18年度	17
H19年度	30
H20年度	30
H21年度	18
H22年度	26
H23年度	39
H24年度	35
H25年度	57
H26年度	55
H27年度	38
合計	492

○ 予防接種の種類

種 類	累 計
四種混合	36
三種混合	86
日本脳炎	69
麻疹	17
風しん	23
二種混合	72
ポリオ	20
BCG	26
MR	64
インフルエンザ	8
不活化ポリオ	12
ヒブ	12
小児用肺炎球菌	19
子宮頸がん予防	1
ヒブ・肺炎球菌	13
四混・ヒブ・肺炎	3
不活化ポリオ・四混	2
水痘	6
高齢者肺炎球菌	3
計	492

○ 内容

内 容	累 計
ア対象外児等への接種	143
イ接種液の種類の違い	79
ウ接種間隔の違い	137
エ接種量の誤り	61
オ有効期限切れの接種液を使用	39
カ針刺し事故	10
キツ反検査の判定をせずBCGを接種	5
ク接種部位の誤り	3
ケその他	15
計	492

○ 接種方法

方 法	累 計
個別接種	427
集団接種	65
計	492

平成27年度に県内で発生した予防接種の事故（間違い）について

○ 接種方法

方 法	累 計
個別接種	38
集団接種	0
計	38

○ 予防接種の種類

種 類	累 計
四種混合	8
日本脳炎	4
二種混合	3
MR	2
不活化ポリオ	4
ヒブ	2
小児用肺炎球菌	6
ヒブ・肺炎球菌	3
四混・ヒブ・肺炎	1
水痘	3
高齢者肺炎球菌	2
計	38

○ 内容

内 容	累 計
対象外児等への接種	5
接種液の種類の違い	3
接種間隔の違い	21
有効期限切れの接種液を使用	1
その他	8
計	38

平成27年度予防接種の事故（間違い）概要

	接種年月日	予防接種名	接種場所	個別集団	内 容	被 接 種 者
1	平成27年4月24日	肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ23日）	男児4か月
2	平成27年5月12日	二種混合	医療機関	個別接種	接種液の誤り（MRワクチンのところDTワクチンを接種）	女児5歳
3	平成27年5月11日	日本脳炎	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（6月以上のところ20日）	女児6歳9か月
4	平成27年6月5日	ヒブ	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ18日）	男児1歳5か月
5	平成27年2月17日	二種混合	医療機関	個別接種	不必要な接種（すでに接種済みの児に接種）	男児12歳
6	平成27年6月1日	ヒブ	医療機関	個別接種	不必要な接種（すでに4回接種済みの児に接種）	女児2歳6か月
7	平成27年7月22日	肺炎球菌	医療機関	個別接種	対象年齢外児への接種（生後12月以上）	男児11か月
8	平成27年7月8日	肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ22日）	男児3か月
9	平成27年8月22日	肺炎球菌	医療機関	個別接種	不必要な接種（3回の接種で終了のところ、4回目を接種）	男児1歳8か月
10	平成27年9月5日	四種混合 ヒブ 肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ15日）	男児4か月
11	平成27年7月22日	日本脳炎	医療機関	個別接種	対象年齢外児への接種（9歳～13歳）	男児7歳11か月
12	平成27年9月10日	四種混合	医療機関	個別接種	接種液の誤り（不活化ポリオワクチンのところ四種混合ワクチンを接種）	男児5歳5か月
13	平成27年8月24日	二種混合	医療機関	個別接種	不必要な接種（すでに接種済みの児に接種）	男児12歳10か月
14	平成27年10月13日	四種混合	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ24日）	男児5か月
15	平成27年11月10日	日本脳炎	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ26日）	男児6歳3か月
16	平成27年11月20日	水痘	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（3か月以上のところ1か月）	女児2歳4か月
17	平成27年11月18日	高齢者肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（6日以上のところ0日）	女性100歳
18	平成27年11月25日	四種混合	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ14日）	男児3か月
19	平成27年9月25日	不活化ポリオ	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（20日以上のところ6日）	男児6歳
20	平成27年9月11日	日本脳炎	医療機関	個別接種	不必要な接種（すでに接種済みの児に接種）	男児14歳
21	平成27年11月18日	不活化ポリオ	医療機関	個別接種	不必要な接種（すでに接種済みの児に接種）	女児5歳

	接種年月日	予防接種名	接種場所	個別集団	内 容	被 接 種 者
22	平成27年11月17日	ヒブ・肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ19日）	女兒3か月
23	平成27年12月16日	ヒブ・肺炎球菌	医療機関	個別接種	不必要な接種（生後7月から開始の児に初回3回）	男児9か月
24	平成28年1月19日	四種混合	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ25日）	男児8か月
25	平成27年10月26日	不活化ポリオ	医療機関	個別接種	不必要な接種（不活化ポリオワクチンと四種混合ワクチンを同時接種）	男児2歳2か月
26	平成28年2月9日	水痘	医療機関	個別接種	対象年齢外児への接種（生後12月～36月）	女兒9か月
27	平成27年10月6日	不活化ポリオ	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（20日以上のところ19日）	女兒4歳
28	平成28年1月15日	水痘	医療機関	個別接種	対象年齢外の児への接種（生後12月～36月）	女兒3歳
29	平成28年1月15日	MR	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ21日）	女兒1歳
30	平成28年2月23日	ヒブ・肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ24日）	男児1歳
31	平成27年9月26日	四種混合	医療機関	個別接種	対象年齢外児への接種（生後3月～90月）	女兒2か月
32	平成28年1月15日	四種混合	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（6月以上のところ3月）	男児1歳4か月
33	平成28年2月4日	四種混合	医療機関	個別接種	有効期限切れのワクチンを接種（5日経過）	男児4か月
34	平成28年2月28日	肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ25日）	女兒3か月
35	平成28年3月31日	MR	医療機関	個別接種	接種液の誤り（日本脳炎のところMRを接種）	男児9歳
36	平成28年2月22日	高齢者肺炎球菌	医療機関	個別接種	不必要な接種（すでに接種済みの方に接種）	男性85歳
37	平成28年3月24日	四種混合	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ25日）	男児6か月
38	平成28年3月19日	肺炎球菌	医療機関	個別接種	接種間隔の誤り（27日以上のところ15日）	女兒3か月

霧島市 B型肝炎ワクチン定期予防接種について

(対象者) 2ヶ月児(ただし平成28年4月1日以後に生まれた者)～1歳に至るまでの間にある者

(接種期間) 平成28年10月1日～平成29年3月31日まで

(接種回数) 3回接種
・27日以上の間隔をおいて2回接種する。
・1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種する。
(1回目から20週後の同じ曜日から接種可能)

※ただし、任意接種で接種済みの回数は省かれます。

1回目と2回目の接種間隔が27日以上あいた場合は、なるべく速やかに接種をすれば可能

2回目と3回目の接種間隔については、1回目から139日以上あいていれば、6日以上の間隔で接種可能

(通知について) 接種対象者には、予診票を3枚同封した個別通知を予定

(予診票について) 予診票の色は、コスモス色を予定
手書き予診票は使用できない。
予診票に、2種類のワクチン名が明記してあるので、どちらかに○をつけるようにする。

(委託料) ワクチンのメーカー別に2種類の委託料を設定
ビームゲン 5,728 円
ヘプタバックス-Ⅱ 5,983 円

ワクチンについては、なるべく3回同じメーカーの物を使用することが望ましいが、切り換えて使用しても可

MSD社のワクチンは、0.5mlであるが、チメロサルフリーであることから、一度針を刺したものの残液はすみやかに処分すること

霧島市 B型肝炎ワクチン予防接種(経過措置対応)について

《平成28年度》

- (対象者) 平成27年4月1日～平成28年3月31日生
- (接種期間) 平成28年10月1日～平成29年3月31日まで
- (接種回数) 定期接種と同様3回接種
ただし、任意接種で接種済みの回数は省かれます。
- (区分) 任意接種扱いでの公費助成
- (接種料金) 無料
- (通知について) 定期接種対象者には、予診票を3枚同封した個別通知を予定しているが、経過措置対象者には、接種についてのお知らせ文のみ送付
- (予診票について) 手書き予診票を委託医療機関に配置
- (委託料) 定期対象者と同額

《平成29年度》

現在のところ、詳細については未定

B型肝炎ワクチンの定期接種化の概要

【概要】

1. 開始時期 平成28年10月
2. 分類 A類疾病
3. 対象年齢
平成28年4月以降に出生した、生後1歳に至るまでの間にある者
4. 接種回数 3回
5. その他
 - (1) 母子感染予防の対象者の取扱い
HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)の全部又は一部を受けた者については定期の予防接種の対象者から除く。
 - (2) 長期療養特例
接種の対象年齢の上限は設けない。
 - (3) 既接種者の取扱い
定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種に相当する方法ですでに接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなす。

【その他】

平成28年6月22日 政令及び省令公布

B型肝炎ワクチンの定期接種化に伴う政省令等の主な改正点

1. 予防接種法施行令の改正点

(1) 対象疾病

定期の予防接種の対象疾病について、B型肝炎をA類疾病に追加。

(2) 予防接種の対象者

B型肝炎の定期接種の対象者として、1歳に至るまでの間にある者と規定。(ただし、平成28年4月1日以後に生まれた者に限る。)

2. 予防接種法施行規則の改正点

(1) 予防接種の対象者から除かれる者に関する事項

予防接種の対象者から除かれる者として、B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者を追加する。

(2) B型肝炎の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準に関する事項

B型肝炎の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準に関する事項として以下を新設する。

症状	予防接種後症状が確認されるまでの期間
アナフィラキシー	4時間
急性散在性脳脊髄炎	28日
ギラン・バレ症候群	28日
視神経炎	28日
脊髄炎	28日
多発性硬化症	28日
末梢神経障害	28日
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であつて、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

3. 予防接種実施規則の改正点

(1) B型肝炎の予防接種方法に関する事項

B型肝炎の定期の予防接種は、組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25ミリリットルとすること。

※ 令第1条の3第2項に規定するところにより、B型肝炎の定期の予防接種を受けること

ができなかったと認められ、B型肝炎に係る法第5条第1項の政令で定める者（いわゆる長期療養特例の対象者）とされた者については、次の表の左欄に掲げる対象者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる方法で予防接種を行うものとする。

対象者	方法
予防接種の開始時に1歳以上10歳未満である者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.25ミリリットルとする。ただし、第2回目以降の接種の開始時に10歳以上である者については、筋肉内又は皮下に注射するものとし、第2回目以降の接種量は、0.5ミリリットルとする。
予防接種の開始時に10歳以上である者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下又は筋肉内に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

(2) B型肝炎の予防接種に係る特例に関する事項

本省令の施行前の注射であって、この省令による改正後の予防接種実施規則第21条に規定するB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を同条に規定するB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については、同条の規定による注射を受けた者とみなし、同条の規定を適用する。

4. 定期接種実施要領の主な改正点

- (1) 総論7. 予防接種の実施計画において、(1)ウに以下の事項を追加。
 (カ)バイアルのゴム栓には乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者。
- (2) 総論9. 予診票において、様式第八「B型肝炎予防接種予診票」を追加。
- (3) 総論18. 他の予防接種との関係において、他のワクチンと組換え沈降B型肝炎ワクチンとの接種間隔について規定。
- (4) 各論9. B型肝炎において、対象者、対象者から除外される者、接種方法、平成28年10月1日より前の接種の取扱い、について規定。